

令和6年度第1回白井市子ども・若者育成支援協議会

- 1 開催日時 令和6年8月27日（火） 午後2時から午後4時分まで
- 2 開催場所 白井市役所東庁舎 1階 会議室101
- 3 出席者 手塚委員長、佐藤副委員長、金成委員、井川委員、岡田委員、宗政委員、
福田委員、篠澤委員、田中委員、印南委員
- 4 欠席者 松田委員、山本委員
- 5 事務局 〔生涯学習課〕西口課長、中原係長、三橋主査補
〔子育て支援課〕相馬課長、近藤副主幹
- 6 傍聴人 なし
- 7 議題 (1) 白井市子ども・若者育成支援協議会について
(2) 次期しろい子どもプランについて
(3) その他
- 8 議事

(1) 白井市子ども・若者育成支援協議会について

(委員長) それでは、皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

今回、第1回白井市子ども・若者育成支援協議会の議題の一番上です。(1) 白井市子ども・若者育成支援協議会についてということで、事務局の方に御説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

(事務局) 議題1の前に、国で定める子ども・若者育成支援推進法について説明をさせていただきます。資料とモニターも見ていただければと思ひます。

子ども・若者育成支援法は平成22年に施行されたもので、もともとは児童虐待、いじめ、少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫など、子どもや若者をめぐる環境の悪化、また、ニートやひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など、子ども・若者の抱える問題が深刻化してきたことに対応するため、従来の個別分野における縦割りの対応ではなく、教育、福祉、雇用等の関連分野における総合的推進のための枠組みの整備や、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を目的として、子ども・若者育成支援推進法が施行されました。

子ども・若者育成支援推進法に基づいて、子ども・若者育成支援推進大綱が策定され、平成22年から5年ごとに見直しを図り、令和3年度に新たな大綱が策定されています。

大綱には副題がありまして、最新の大綱では「全ての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指して」とあり、子ども・若者を取り巻く状況を家庭、学校、地域、インターネット空間、働く場の五つに分けて整理しました。

家庭では、虐待、貧困、ひきこもり、ヤングケアラーなどが社会問題化し、コロナ禍では困難を抱える家庭に深刻な影響を与える一方、増えた家族との時間を保ちたいとする者が多いなど、家族間の前向きな変化が見られました。

学校では、特別支援教育や日本語指導が増加するなど、児童生徒が多様化。自殺、不登校、いじめなど、生徒指導上の課題が深刻化、学校現場の負担が年々増大していることが分かりました。

地域では、近所付き合いなどの変化、減少など、住民のつながりの希薄化、地域活動の担い手の高齢化、固定化などが指摘される一方、コロナ禍で若者の地方移住への関心が高まり、都心部からの転出の動きが見られました。

情報通信環境、ネット空間では、教育や行政、医療など、あらゆる分野でデジタル化が加速し、ネットの利活用が進む一方、SNSに起因する犯罪被害、誹謗中傷等の弊害が深刻化しています。

就職、働く場では、若者の失業率や平均賃金、非正規雇用などの割合等は改善傾向にありますが、ニートの増加など、コロナ禍で悪化が懸念されている一方、テレワークが急速に普及するなど、新たな働き方も見られました。

これらを踏まえて、令和3年度からの新しい大綱の基本的な方針と基本施策は、全ての子ども・若者の健やかな育成、困難を有する子ども・若者やその家族の支援、創造的な未来を切り開く子ども・若者の後援、子ども・若者の成長のための社会環境の整備、子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援の大きく五つにまとめられました。

施策の基本推進体制は、子ども・若者の多様化や課題の複雑化、孤独・孤立やウェルビーイングの観点等を踏まえ、多様なデータを参考資料に設定し、それらを可視化した子供・若者インデックスボードを作成し、総合的、多面的な評価、社会全体で支援推進に活用することとしています。

こちらが、子供・若者インデックスボード、指標のデータ集になるのですが、子ども家庭庁のホームページで指標を見ることができます。こちら参考データで、古くなるのですが、このように比較してホームページに掲載されています。

ここまでが子ども・若者育成支援法についての説明になります。

続きまして、議題1、白井市子ども・若者育成支援協議会について御説明させていただきます。

引き続きモニターか資料を見ていただければと思うのですが、白井市子ども・若者育成支援協議会の設置の経緯です。

こちら、青少年の指導、育成保護などを目的とした青少年問題協議会を廃止して、子ども・若者育成支援推進法の趣旨を踏まえ、平成30年度に白井市子ども・若者育成支援協議会を設置いたしました。

当協議会が担当する業務は、子ども・若者の指導、育成、保護及び立ち直りに関する総合的施策の企画立案について調査審議すること、子ども・若者の指導、育成、保護及び立ち直りに関する総合的施策の適切な実施を図るため、関係行政機関相互の連絡調整に関する事項について調査審議すること、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図

るために必要な事項について協議することとしています。

次に、これまでの白井市子ども・若者育成支援協議会についてです。

1期、2期にわたり、委員の皆様にご調査検討していただいた内容になります。

平成31年度の会議において、市として子ども・若者に対してどのような支援をしていくか検討するため、居場所と悩みや心配事に関するアンケートを実施しました。

アンケートの対象は、市内在住、在学、在勤の29歳までとし、市内の中学、高校でのアンケートの実施だけでなく、商工会や金融機関、白井ふるさと祭りでチラシを配布しました。

令和2年度は、アンケートの結果から、白井市においても居場所がないと感じている人がいることや、悩みや心配事を相談できない人、相談先が分からない人がいること、インターネット空間を居場所と感じている人がいることが分かり、インターネット空間に居場所をつくることを事務局から提案いたしました。

令和3年度は、委員の皆様から頂いた居場所に対する意見を共有し、その中で、居場所づくり全般の課題として、誰がやるのか、トラブル対策はどうするのか、長期的に実施できるのかが挙がりました。

そこで事務局から、生涯学習課で実施しているニート・ひきこもり相談会を拡充することを提案させていただき、これまで対面のみだった相談をZoomでのオンライン相談も選択可能としました。委員の皆様にごこの案にご賛同いただき、令和3年12月よりオンライン相談の受付を開始しています。

その後、さらなる居場所の拡充を検討することになりましたが、すぐに実施するには準備不足のため、三つの案を事務局からお示ししました。一つ目は、令和8年度からスタートする第6次総合計画に盛り込む施策等の検討をすること、二つ目は、市内の交流館等を管理運営している指定管理者の仕様に居場所づくりを盛り込むこと、三つ目は、居場所づくりの担い手育成・発掘の仕組みを検討することで、それぞれの案について委員の皆様から御意見を頂きました。

令和4年度では、三つの案の中で一番実現性が高い、指定管理者の仕様に居場所づくりを盛り込むことを選び、提言書として提出していただくこととなり、令和5年6月6日付で市教育委員会宛てに提言書を提出していただきました。提言書では、具体的な内容として、若者世代の居場所、世代間交流ができる居場所を想定した居場所づくり事業の盛り込みと、講座や支援を通じた居場所づくり、運営する担い手の育成・発掘を記載しました。

こちら、本年度の指定管理者募集を行った仕様書の抜粋です。学習等供用施設（富士センター）の仕様書です。こちらは駅前センターの仕様書です。仕様書の中に、公民館として今後実施を期待する講座や事業に、青少年や若者が積極的に参画することができる活動の充実、若者世代の居場所づくりや世代間交流できる居場所づくりの充実、居場所運営の担い手の育成・発掘につながる講座の充実の3点を追加しています。

次に、白井市における子ども・若者に対する支援施策についてです。

市で行っている相談業務につきましては、A4サイズの資料はお渡ししたかと思いますが、こちらに載っています。福祉系から教育系まで、様々な課で相談業務を行っていることが分かると思います。

特に福祉部で行っているのが、くらしと仕事のサポートセンターで、社会福祉課の中にセンターが設置されています。2015年から委託を行っておりまして、年々業務内容の幅が広がっています。また、どんな相談も断らずに受け止めるという体制を取っていて、相談支援員がどんなことでも話を聞き、相談者に寄り添いながら、解決に向けて継続的にサポートをしています。

具体的な事例として、社会とつながりをつくるための支援ということで、ひきこもりの方が就労を希望する意欲があれば、まずは取っかかりとして、社会福祉協議会でボランティアをしていただいたり、梨農家さんで軽作業をしていただいたり、そういったコーディネートもしております。

次に、生涯学習課の事業について説明させていただきます。

先ほどのくらしと仕事のサポートセンターにもつながる話になりますが、生涯学習課では、ニート・ひきこもり相談会を実施しております。毎月第1月曜日午後6時20分から、1枠1時間程度で精神保健福祉士による相談を実施しています。

実績としましては、令和5年度では、対面が5件、オンラインが4件の合計9件でした。直近では、今年の8月までではありますが、令和6年度では対面が3件となっております。

主な相談者は親御様で、御本人からのお申込みは殆どありません。相談内容は、いろいろなケースありますけれども、主に就業のことになりまして、親御さんがいずれ高齢になり、支えられなくなった場合に備えて、できれば仕事に就いてほしいとか、そういった内容になります。

また、今、相談会でお願いしている先生が精神福祉士の先生なのですが、こちら、手賀沼病院から来ていただいているのですが、来年度から、先ほどお話しさせていただいた、くらしと仕事のサポートセンターで抱えている先生にお願いする方向で検討しています。そうすることで、市役所内で連携して、より早いサポートができると考えています。

次に、ニート・ひきこもり相談会は主に、自殺を予防するということを目的としています。こちらは健康課が作成しているパンフレットになるのですが、こちらにも、市の主な相談窓口の一つとして、ニート・ひきこもり相談会が記載されております。

次に、ハートの会さんです。こちら、市の事業ではないのですが、市民活動団体さんの紹介になります。教育委員会の教育支援課でやっており、長期にわたる不登校の児童生徒を対象とした教室、教育支援センター、ヤングハートしろいに通う子どもたちの保護者で立ち上がった団体です。こちらは毎月第3土曜日に親の会を開催しており、不登校の親御さん方が、お互いのありのままを語り合っけて付き合うことで、思いを共有して支え

合える場づくりをすることを目的に活動されています。

脱線しましたがけれども、生涯学習課の事業に戻ります。

家庭教育講座をやっております。主に市内の保育園、幼稚園、小中学校の保護者を対象にしております。子育てに関わる方が抱える不安や悩みを小さくしたり、最新の子育てに関する情報を提供することで、笑顔で元気に子育てに取り組んでもらえることを目的としています。

これまでは、年間事業として、年度初めに参加者を募集していましたが、なかなか人が集まらないということで、今年度からは講座ごとに参加者を募集したところ、多くの皆様に参加をしていただいています。去年は、講座は全部で10回行いました。

このほかにも、就学時健診のときに家庭教育講座を実施しております。子育てや家庭教育の大切さについて、講師の先生方にお話をさせていただいております。

次に、放課後子ども教室です。

こちら、子どもたちの放課後の安心安全な居場所づくりを行うため、放課後子ども教室を全小学校区に配置することを目標に、放課後子ども教室を実施しています。これは学童保育と違って、親御さんが日中働いていなくても参加することが可能です。既に実施している第二小、大山口小は直営で、市職員とコーディネーターさんたちで実施し、池の上小、第一小、桜台小は既に委託をしております。今設置していない4校につきましても、令和11年度を目標に順次設置する予定です。

ここまでは、生涯学習課の子ども・若者に関する事業になります。他にも青少年相談員事業や、はたちのつどい、いわゆる旧成人式などもありますけれども、ここでは割愛させていただきます。

最後、議題2につながるお話をさせていただいて、終わりにさせていただきます。

昨年、令和5年度の会議で、委員の皆様、次期しろい子どもプランについて、子育て支援課から御説明させていただきました。引き続き委員になっている方につきましては、重複するかもしれませんが、御了承ください。

こちら、現行のしろい子どもプランです。白井市の第6次総合計画の健康福祉分野の個別計画とされています。こちらの計画が今年度で終了になります。

先ほど教育部長が申しあげましたがけれども、昨年こども家庭庁が設置されて、併せてこども基本法が施行されました。こども基本法には、子ども施策について子どもたちの意見の反映が明記されています。それに基づいて、白井市でも新たな子どもプランをつくることとしておりまして、令和7年度から令和11年の5年間の計画で、現在作成しております。

こちら、子どもの意見を聞くということで、ワークショップを5月に開催した様子です。多くの小中学生、高校生、若者に参加していただきました。これまでのしろい子どもプランは18歳までを対象としていた計画でしたが、次期計画では、そこに若者、19歳から30歳代までを対象とした計画としています。子ども・若者育成支援協議会の皆様には、次期子

どもプランの主に若者の分野について、御意見頂ければと思います。

以上が、白井市子ども・若者育成支援協議会の説明となります。

(委員長) 事務局の方、御説明ありがとうございました。

それでは、今、御説明いただいたもの、国で定める子ども・若者育成支援推進法と、あとは、議題1に挙がっています白井市子ども・若者育成支援協議会の説明について、何か質問等ありましたら、挙手のほうお願いいたします。何か分からないこととか、これってどういうことですかということがあれば、遠慮なく手を挙げていただければと思います。よろしく申し上げます。

ありがとうございます。●●委員、お願いいたします。

(委員) 21ページの放課後子ども教室、名前は聞いたことあって、うちの子、池の上小に通っているのですけれども、いまいち、いつやっているのかというのが、学童に通っていたので、もしかしたら、あまり知らなかったかもしれないのですけれども、いつやっているのか私は分かっていないので、もしかしたら何かに掲示とかあったかもしれないのですけれども。

(委員長) 事務局の方に伺ってみますね。

お願いしてもよろしいですか、事務局の方。

(事務局) 今、既に池の上小のほうは、4月、5月頃に御案内を委託業者からやっているとは思っているのですけれども、いつやっているかという詳細が分かりませんので、後ほど委員のほうに直接御連絡させていただくことでよろしいでしょうか。

(委員) ありがとうございます。楽しそうだなと思ったので。よろしく申し上げます。

(委員長) よろしいですか。ありがとうございます。

ほかにも何かおありでしょうか。どうぞ、よろしければ、ぜひ。

もしなければ、次のほうの議題に行きたいと思うのですが、よろしいですか。ありがとうございます。

それでは次に、議題2のしろい子どもプランについて、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局) 議題2、次期しろい子どもプランについては、担当の子育て支援課より御説明させていただきます。

(事務局) それでは、議題の2、次期しろい子どもプランにつきまして、子育て支援課のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

現在、市では、こども基本法に基づく市町村こども計画として、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とした現行のしろい子どもプラン、白井市第2期子ども・子育て支援事業計画の次期計画となる、令和7年度から令和11年度を計画期間とする、しろい子どもプランを策定しております。

本日は、この策定に当たりまして、先に実施しました次期計画に関するアンケートなど

によるニーズ調査の結果の御報告と、計画の骨子となる案について、委員の皆様には御説明をさせていただき、その御審議をいただきたいと思いますと考えております。

御審議いただく計画の資料としましては、委員の皆様には事前に送付しております資料の1、白井市子育て支援に係るアンケート調査報告書（概要版）、資料の2、しろいの未来作戦会議（子ども・若者のワークショップ）概要、資料2別添、しろいの未来作戦会議の 카테고리別、年代別詳細意見、資料の3、子育て支援団体などへのインタビュー概要、資料の4、次期子どもプランの骨子案、最後にこども大綱（概要版）の六つと、本日御用意しました白井市子育て支援に係るアンケート調査結果報告書、冊子になりますけれども、次期計画では、しろい子どもプランにおける当事者として、子どもとその保護者のほかに、新たに若者を加えることが主な変更点となっていることから、本日のニーズ調査の結果につきましては、若者の意見が多く出されております。

資料の2、しろいの未来作戦会議及び資料の2別添のしろいの未来作戦会議の 카테고리別、年代別詳細意見による御説明をさせていただき、骨子案につきましては、資料の4及びこども大綱（概要版）より御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、ニーズ調査の結果について、資料の2の御説明をさせていただきます。

資料2、しろいの未来作戦会議及び資料の2別添の 카테고리別・年代別詳細ワークショップ意見の御用意をお願いいたします。

資料の2を御覧ください。

次期しろい子どもプランの策定に当たり、子どもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえた実効性のある計画とするため、アンケートなどの調査結果からでは得られない生の声を計画策定の参考とするため、第6次総合計画及び都市マスタープランの策定方針に基づき行われたワークショップに参加し、小学生、中学生、若い世代の意見聴取を行ったものになります。

ワークショップは2日間実施し、参加者は全体で57名、内訳は小学生17名、中学生16名、高校生以上の若い世代、合計24名の参加により実施をいたしました。

実施内容は、1ページの一番下に記載しておりますとおり、事前に子ども・若者の皆さんに、興味のあるまちづくりのテーマを考えて付箋に記入してもらい、そのテーマに近いほうでグループ分けをして、2ページ以降の写真にあるように、模造紙の一番前で考えてきたテーマを議論し合い、中段のところで、議論したことを基に、そのグループで考えた理想の白井市を考えていただき、最後に、下段には、その理想の白井市をつくるため、自分たちでできることを考えていただきました。

資料の2については、個々のグループの状況をまとめておりますが、本日はA3の資料2別添に、こども大綱の重要事項の 카테고리ごとのまとめてみましたので、こちらの御説明をさせていただきたいと思っております。

こちら、まず①人権・相談、こちらのカテゴリーでは、小学生からは、悪口を言われる人の気持ちを考える、ジェンダーを気にしない、男女差別をなくす、中学生からは、多様性を認め合いお互いを理解するなどの、自分自身のことではない、他者の立場に立ったと思われる意見などが出されております。

こども大綱重要事項のライフステージを通したのものとして、子ども・若者が権利の主体、障害者等支援、虐待防止、ヤングケアラー支援、ライフステージ別のものとして、学童期、安心して過ごし学ぶ、青年期、悩みなどを抱える若者支援などに通じる意見がこちらのほうで出されております。

次に、②遊び、体験、居場所、次の③公園、次の④イベント・交流・市活性化のカテゴリーになりますが、今回のワークショップが比較的、自由意見となるテーマとされておりますので、これらのカテゴリーでは、様々な具体的な意見が出されております。

小学生からは、具体的な遊びの内容について様々な意見が出されてはいますが、中学生になると、遊んだりイベントを行う場所についての意見などが多くあり、若者になると、イベント、地域や人との交流についての多くの意見が出されています。

これらの意見では、こども大綱重要事項のライフステージを通したのものとして、多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりに通じるものと思われませんが、具現化できる内容などを検討していきたいと考えております。

続きまして、⑤学校・勉強、こちらのカテゴリーでは、小学生、中学生から出された意見としては、学校を楽しくしたい、学校を使ってイベントをしたい、学校のプロジェクト、他校とのイベント交流など、学校における生活環境などについての意見が多く出ておりますが、中学生、若者になると、進学についての意見も出されております。

こども大綱重要事項のライフステージ別のものとして、学童期、安心して過ごし学ぶ、青年期、高等教育の進学支援に通じるものとなり、子どもプランの策定部会及び策定委員会では教育委員会の方も委員となっておりますので、意見について検討していきたいと考えております。

続きまして、⑥安心・安全、次の⑦道路・交通、こちらのカテゴリーでは、白井市から市外へ移動する機会が多くある若者からの意見が多く出され、電車賃を安くするなどの北総線に関する事、ライドシェア、レンタサイクルステーション、ナッシー号などの車やバスに関する事など、主に交通機関の利用に関する意見が多く出されております。

こども大綱重要事項のライフステージを通したのものとして、「犯罪などから子ども・若者を守る」に通じるものと思われませんが、子どもプランに反映できるものがあれば、検討していきたいと考えております。

最後に、⑧雇用、少子化対策・人口、こちらのカテゴリーでは、若者の意見は、結婚に関する事、子育てに関する事などの意見が出されております。

こども大綱重要事項のライフステージ別のものとして、青年期、就労支援、結婚を希望

する方への支援に通じるものになりますが、今回の子どもプランの策定においては、子どもだけではなく若者に関わる施策を取り入れる必要があるため、これらの意見を参考に、庁内の策定部会及び策定委員会では、関連する各課と連携を行い、計画の完成を進めたいと考えております。

以上、しろいの未来作戦会議（子ども・若者のワークショップ）の報告を終わります。

続きまして、次期子どもプランにおける骨子案の御説明をさせていただきたいと思っております。こちら、大きなA2判のものを御覧いただければと思います。

それでは、骨子案について御説明いたします。

まず、資料4の左端の列に記載しているプランが現行のしろい子どもプラン骨子であり、真ん中の列に記載しているものが次期しろい子どもプランの骨子案となります。

まず、次期しろい子どもプランの骨子案の列の一番上の四角囲みの中には、子どもプランに含まれる各種計画が記載していますが、現行のしろい子どもプランと次期しろい子どもプランの内容において、一番違うところとしては、次期子どもプランには、20代や30代といった若者施策の視点となる子ども・若者計画が入ってくるようになります。これまでは、高校生年齢までの子どもとその保護者が計画の対象でしたが、次期計画では、この点が最も変わるようになります。

次期しろい子どもプランの全体の構成では、計画策定の序章的なものとなる、第1章から第3章までの計画の策定に当たって、「白井市のこども・子育てを取り巻く状況」、「めざすまちの姿」と最後の第8章の「計画の推進にあたって」は、現行の計画を踏襲したものとなっております。

しかし、現行計画第5章及び第6章については、次期計画では、市町村こども計画が、こども基本法や国が策定したこども大綱の視点を勘案したものが求められているため、次期計画の骨子案においては変更しているところがあります。主な変更としましては、こども基本法に基づくこども大綱の重要項目に即して骨子案を作っております。

このこども大綱の重要項目は、別に御用意しました「こども大綱」とまとめております資料の、特に4ページに記載されておりますので、併せて御覧いただければと思います。

構成としましては、資料4の次期計画骨子案の列の第4章としてライフステージ別の支援の展開、第5章としてライフステージを通じた支援の展開、第6章として子育て当事者への支援として設定をしております。

また、現行計画のグレーの箇所第4章にあった子ども・子育て支援事業については、教育や保育の見込み量や提供の体制などとなるものになり、今回の骨子案では、骨子案の列の下第7章として設定をしております。

また、現行計画第6章「子ども・子育て支援に係る関連計画等」で記載している母子保健計画、新・放課後子ども総合プランについて、子どもの貧困対策については、次期計画の第4章から第6章のライフステージ別、ライフステージを通じた展開、子育て当事者の各

章の中に組み込む形としております。

以上が、現行計画と次期計画の骨子の構成における変更点になります。

それでは、各章の説明をさせていただきます。

第1章、計画の策定にあたっては、本計画が市の上位計画であり、白井市総合計画の健康福祉分野の個別計画としての位置づけとなり、各種健康福祉計画などと連携した計画であること。次期しろい子どもプランの策定において、国からのガイドラインでは、こども基本法に基づくこども大綱の内容を勘案し、既存の各法令に基づく計画と一体的なものとして作成することについて記載をしております。

第2章、白井市のこども・子育てを取り巻く状況は、計画の策定に当たり、子どもや若者の状況やニーズを踏まえた実効性のある計画とするため、計画の対象となる子どもや若者、子育て当事者の意見を幅広く聴取し、計画に反映されることになっているため、各種の行った調査結果などを記載し、第2節にはアンケート調査結果の概要、第3節には今年5月に行った子ども・若者に対するワークショップの概要、第4節には同じく5月に行った子育て支援団体へのインタビューの概要を記載しております。

第3章、めざすまちの姿は、今後、第6次総合計画との整合性を踏まえて記載を行ってまいります。

次に、第4章から第6章の説明をさせていただきます。骨子案の列の右側の施策の展開案を併せて御覧いただければと思います。

なお、章の各節には、現行計画の施策ではどのようなものに該当しているかを併せて記載をしております。最初に白丸印の記載をしているのは、現行計画の中に関連施策があるもの、また、最初に黒丸印の記載となっているものは、現行計画の中に関連施策がないものになります。

第4章、ライフステージ別の支援の展開では、第1節、こどもの誕生前から幼児期までは、年齢でいうとゼロ歳から6歳、第2節、学童期・思春期は、年齢でいうと7歳から18歳、第3節、青年期は、年齢でいうと19歳から30歳までの三つの項目でライフステージを表しています。

支援の展開としましては、第1節の「こどもの誕生前から幼児期まで」は二つの項目があり、一つは「妊娠前から妊娠、出産、幼児期までの保健・医療の確保」で、右の施策の展開案としては、アンケート調査でのニーズの高かった安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしいなどを勘案し、出産・産後支援の充実、地域医療体制の確保、産前産後から子育て期を通じた保健対策と、伴走型相談支援の施策の展開としています。

二つ目は「こどもの成長の保障と遊びの充実」です。右の施策の展開案としては、アンケート調査に、幼稚園や保育園を利用していない人が3割ほどいることや、家庭で保育をしていても子どもの成長が支援できる施策、また、共働きや家庭で保育している人にかかわらず、子育ての孤立化を防ぎ、相談支援や子育て支援サービスが必要な人への、つなぎ

の施策の展開として、幼児期の教育・保育の充実、家庭での子育てへの支援、特別な配慮を必要とする子どもへ支援の施策の展開としています。

第2節の学童期・思春期での支援も二つの項目があり、一つ目は、「こどもが安心して過ごし、学べる学校生活の充実」で、右の施策の展開案としては、小学校5年、中学校2年生のアンケート調査に、悩みや心配事で、勉強や進学のことや友達や仲間のことが多かったこと、また、ワークショップの意見でも、学校を楽しくしたい、いじめをなくす、学校を使って地域のイベント、自然教育、他校との交流などの意見を踏まえ、学校生活の充実と地域連携の推進、学童期・思春期の保健対策、いじめ防止、子どもの悩み等への支援の施策の展開としています。

二つ目は「こどもの居場所づくりの推進」で、右の施策の展開案としては、アンケート調査での、子ども食堂の利用傾向の結果やワークショップでの意見では、右に記載している様々な居場所を子どもたちが求めていることから、地域での多様な居場所づくりの推進、放課後児童対策の充実の施策の展開としています。

第3節の青年期での支援は三つの項目があり、この青年期の支援は若者施策となり、次期計画から新たに取り入れる施策となります。

一つ目は「就労のための支援」で、右の施策の展開案としては、若者のワークショップの意見などで、白井市で働ける場所をつくる、条件がよい就職場所、しろい起業塾を創設などの意見を勘案し、若者への就労支援、起業希望者への相談支援を施策の展開としています。

二つ目の「結婚を希望する方への支援」で、右の施策の展開案としては、若者ワークショップの意見などで、「20代が転出するのは仕方がない、子育て期に帰ってきてもらうようにする」、「結婚するなら白井市、結婚しても白井市」、「若者が集えるまち」などの意見があることや、資料4には記載していませんが、市の最上位計画である次期総合計画の策定のために実施した若者の住民意識調査などの若者の結婚に対しての意見を勘案し、若者の出会いの機会・場の創出、結婚に伴う新生活スタートアップへの支援を施策の展開としています。

三つ目は「若者やその家族に対する相談体制」で、右の施策の展開案としては、ワークショップで「若者も高齢者も市内で過ごしやすい居場所、拠点があるまち」などの意見があることや、ニートやひきこもりの状態になったり、進路や人間関係などに悩みや不安を抱えている若者や、その家族に対する相談体制の充実が重要と考えられることから、ニート、ひきこもりなど、相談支援体制の充実を施策の展開としています。

以上が、第4章のライフステージ別の骨子と施策の展開になります。

次に、第5章のライフステージを通じた支援の展開について説明します。

第5章、ライフステージを通じた支援の展開では、第1節「困難を抱えるこどもや家庭への支援」、第2節「多様な遊びの体験、活躍できる機会づくり」、第3節「こどもの貧困対策」、

第4「児童虐待防止対策、こども・若者の権利擁護」、第5節「こども・若者の安全確保」の五つの視点で構成しています。

第1節「困難を抱えるこどもや家庭への支援」では、施策の展開として、障害児支援、医療的ケア児への支援、特別な配慮を必要とするこどもへの支援（再掲）となり、アンケート調査でも、子育てに関する悩みや気になることとして、病気や発育、発達に関するものが多くあり、前回より増加していることも踏まえた施策としています。

第2節「多様な遊びの体験、活躍できる機会づくり」では、施策の展開として、地域での多様な居場所づくりの推進（再掲含む）となり、アンケート調査やワークショップの意見では、様々な場所を求めていることや、子どもたちはイベントを自分たちでやりたいなど、活躍できる場を求めていることを踏まえた施策としています。

第3節「こどもの貧困対策」では、施策の展開として、貧困の連鎖を断ち切る取組（教育、生活、経済、居場所、相談支援、保護者の就労支援）となり、子育て支援団体などへのインタビューでも、生活困窮していると思われる子育て世帯が増えたように感じる関係者が半数以上ということや、アンケート調査でも、子ども食堂の利用、学習支援の利用規模も、所得ライン未滿を中心に希望があることから、家庭の状況に関係なく、子どもが将来の進学など、希望を持てる取組としています。

第4節「児童虐待防止対策、こども・若者の権利擁護」では、施策の展開として、児童虐待防止対策、ヤングケアラー支援、こども・若者の権利に関する理解促進、人権教育の推進としており、アンケートでもあった、お世話をしている家族がいる子どもが一定数いることなどから、虐待防止やヤングケアラー対策として、子どもを権利を守る施策としています。

第5節「こども・若者の安全確保」では、施策の展開として、こども・若者を犯罪などから守る取組の推進、こども・若者を守る環境整備としており、子どもや若者のワークショップでの犯罪をなくす、コンビニで防犯につなげる、不審者が多い、自転車の安全、事故をなくす、道路の安全や歩行者の安全、高校生から35歳の若者では、街灯を増やす、交通・防犯相談会を開催などの意見があることや、現在ではネットでの犯罪に巻き込まれないような対策が必要と思われるため、これらの施策の展開としております。

次に、第6章の子育て当事者への支援について御説明します。

第6章、子育て当事者への支援の展開では、第1節「経済的負担の軽減」、第2節「地域子育て支援・家庭教育支援」、第3節「共働き・共育ての推進」、第4節「ひとり親家庭への支援」。

第1節「経済的負担の軽減」では、施策の展開として、子育てや教育に関する経済的支援の充実となり、保護者のアンケート調査では、子どもの進学に際して心配なことは、学費などの経済面が最多であったとことなどを踏まえた施策としています。

第2節「地域子育て支援・家庭教育支援」、施策の展開として、子育て家庭に寄り添った

相談支援、子育て家庭への支援サービスの充実、子育て家庭と地域のつながりとして、保護者のアンケート調査では、子育てに関する悩みや気になることが、子どもの教育に関することが38.9%と最多であり、また、子どもを叱り過ぎているような気がする、子育てのストレスがたまって子どもに当たってしまうことがある、子どもとの接し方に自信が持てないなどを踏まえた施策としています。

第3節「共働き・共育ての推進」では、施策として、仕事と子育ての両立できる環境づくりの推進とし、保護者へのアンケートでも、フルタイムで就労している母親が前回調査より増加していることや、子育てに関わっている人が、「父母ともに」前回より9.6ポイント増加していることなどを踏まえた施策としています。

第4節「ひとり親家庭の支援」では、施策の展開として、各家庭の親子の状況に応じた支援の充実とし、保護者へのアンケート調査でも、「日頃、子どもを見てもらえる親族や知人などはいずれもない」が17.5%もいることや、子ども食堂の利用意向では、所得ライン以上の世帯より、所得ライン未満の世帯が多いことなど、ひとり家庭の悩みに寄り添い、その家庭の状況に応じた支援の必要性を踏まえ、これらの施策としています。

第7章、第3期白井市子ども・子育て支援事業計画は、現行の子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の事業になりますが、具体的には、保育園、認定こども園、幼稚園、地域型保育や、地域子ども・子育て支援事業の教育・保育に係る量的な見込み、確保方策の5年間の計画とするものとなり、次期計画では、児童福祉法の改正に基づき、養育支援が必要な家庭に対して、訪問による家事支援をすることや、親子の関係形成を支援する事業などが努力義務となっており、これらのことを計画に取り入れるものとしています。

最後に、第8章、計画の推進に当たっては、計画の推進体制として、本計画に関わりのある団体などとの連携により取り組んでいくことや、計画の進行管理について記載をします。こども基本法により、子どもの意見の表明期間や意見の反映についても含むものとなります。

以上、長くなりましたが、次期子どもプランの骨子案についての御説明を終わらせていただきます。

(委員長) ありがとうございます。

ちょっと長かったのですが、皆さんお疲れだと思えるのですけれども、一般の方もいらっしゃるので一応お話ししたいのですけれども、こども基本法の子どもの定義が年齢ではなくて、心と身体の発達過程であるということが、こども基本法に書いてある子どもの定義であるので、今回は、年齢を白井市さんでは35歳までの方に、いろいろ伺ったという経緯があるということ。

それから、こども基本法の第11条には、子ども施策に対する子どもの意見の反映ということで、市町村は其中で、子どもに意見を直接聞きに行ったりとか、アンケート調査を

したりなどして、子どもの意見を反映することということが盛り込まれているため、ワークショップをその一環として行われたということになります。

その行われたアンケートを基に、今回この資料4というのをお作りになられて、もともとあった左側の目次を今回、左側から2番目の骨子案に変更して、その内容の根拠として、一番右側にある「状況・課題等」というところで、このワークショップやアンケートでの結果を載せてくださったということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。あとは、骨子案の第3章の「めざすまちの姿」につきましては、市の一番最上位の計画である総合計画のほうを待ってということですよ。ということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。たくさんあったので、分からない部分もあったかと思うのですが、皆さんがお聞きになったところで、ここ興味あるなとか、これ、よく分からないなとか、これ、新しくどんなふうにされるのですかみたいなことがあれば、皆さんの御意見を頂戴したいかと思えます。今日は新しいメンバーになって第1回目なので、もしよろしければ、皆さんの御意見をお伺いできればと思えます。1個でも2個でも構わないので、できればお話ししていただければありがたいと思えます。いいですか。じゃあ、手を挙げていただいて。●●委員、よろしいですか。お願いします。

(委員) 3時半に出なきゃいけないので。

(委員長) じゃあ、お願いします。

(委員) すいません、二、三点だけ。

まず骨子のほうの進学に対する経済的な不安があるという部分と、アンケート調査の18ページの今働いていない方が希望する就労形態というところ、ちょっと矛盾があるなと思って。経済的に不安があるならば、フルタイム希望が増えるんじゃないかなと思ながらも、パート・アルバイトが9割で、3日、4日で、かつ四、五時間という方が、それでも9割超えているという、その辺りの整合性をどう取るのかというところは、もう一回クロス集計するとか、同じターゲット層で調査するとかしないと、経済的不安があるけれども、なぜ働かないのかというところとかですね。そうすると、若者の就労支援とか、そういうところに引っかかってくる話だとは思うのです。子どもを持つ年齢層的に、その辺りをどう捉えるかということと。

あと、アウトカムをどう設定するかというところが、今回いろいろなところの計画策定が求められていて、立てるのはいいと思うのですが、それでどのような形になっていくのかというところを設定する、目標、指標というのを設定しないと、どうしても、立てたはいいけれども、やったはいいけれども、どう評価しようかというところに結構つまらずいちゃうので、アウトカムはしっかり設定していくべきかなと思えましたので。

(委員長) ありがとうございます。

今の佐藤委員の御質問に対して、事務局のほう、何かございますか。お願いします。

(事務局) 御意見ありがとうございます。

アンケート調査等では、就学前の保護者、小学校5年生と中学校2年生の保護者の方に実施しております。働いている方が増えてきていますが、実際のところ、就学前の保護者のアンケート等でも、一旦仕事を辞めているとか、そういった方もいらっしゃるというところで、その整合性というところなのですけれども、子どもの年齢によってまた違ってくるのかなという部分があるかと思えます。子どもの年齢によって保護者の働いている割合がどうかというのがわかった方が良かったかというところもあります。

今後、若者という視点からいきますと、国のアンケート調査等でも、男女共に仕事をしながら子育てをしていきたい、仕事を辞めてとか、一旦は休むとか、そういったところもちろんあるかと思えますが、基本的には正規社員とか、そういった方向で働きたいという方が増えているというふうには聞いておりますので、そういったところの状況をもうちょっと、素案のときにはうまく説明できるような形で考えていきたいというふうに思っております。

あともう一つのアウトカム指標ですけれども、こちらのほうも、国のほうでももちろん、こういった指標を立てて、評価をしていくのがいいというところがございますので、これからいろいろ悩みながら設定をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

(委員) ありがとうございます。どうしても、一個一個のデータを探っていくに当たったのときに、ずれが出ると、どうしてだろう、ここは、この場はいいとして、外から突っ込まれていくと思うので、ぜひよろしくをお願いします。

(事務局) ありがとうございます。

(委員長) ●●委員、ありがとうございました。

ほかにいらっしゃらないですか。ぜひお願いします。ありがとうございます。●●委員、お願いいたします。

(委員) これに関連するかどうか分からないですけれども、私は子育て支援事業をやっています。未就園児を集めて子育て支援をしているのですけれども、今年、特に皆さん、私だけじゃなくて、ほかの団体も感じていますけれども、保育料が無料になったじゃないですか。子どもを。

(委員長) 幼児教育の無償化ですか。

(委員) 子どもを自分が見ているよりも、保育園とか幼稚園に入れて、もちろんお金も出るわけだから、自分が働いた方が都合がいいわということをおっしゃって、本当に子育て支援事業の参加者ニーズが非常に減っているというふうに、みんな感じています。これは、国の施策がよかったのか悪かったのか分からないねと、私たちはいつも言っているのですけれども。これにつながるかどうかは分かりません。

(委員長) これについて、事務局の方にどういうお伺いをしたらいいですか。国の施策

によって大分変わっているという現実をどういうふうに捉えていらっしゃるのでしょうかという事でよろしいですか。

(委員) そうですね。

(委員長) いいですか、事務局の方、お願いします。

(事務局) ありがとうございます。国としても共働きで育てていきたいという方がもちろん増えているというところを踏まえて、そういったところの保育の無償化というものもありますし、ただ、無償化は、3歳から5歳というところになっていて、ゼロ歳から2歳というところは比較的、白井のアンケートでも、3割近くは家庭での保育をしているという方もいらっしゃいますので、家庭での保育をしても、もちろん子育て支援として、子ども食堂ですとか、いろいろな支援を必要としている方はいると思いますが、やはり子育て支援事業を利用する方は減っているのでしょうか

(委員) 保育園に入れたほうがね。

(事務局) (保育園に入れた方が) いいということで、地域の子育て支援のところに、なかなか入ってこないということですね。

(委員) 参加が減ってきています。

(事務局) やはり参加数が減っていますか。

(委員) 減ってきています。

(事務局) 具体的には、どういう活動をしていらっしゃるのでしょうか。

(委員) 喫茶室みるくというのをやっていますけれども、ゼロ際から3、4歳ぐらいの子どもを募集して、地域の方もどうぞということで、子どもの手遊びとか、遊びをさせて、皆さんで集まった後にケーキを食べましょうという、そういう事業をしています。でも、本当に参加者が少なくて、私たちが望むことは、地域の間とも関わって、いろいろな教育の仕方を、しつけの仕方を若いお母さんたちにも教えてあげたいなというものもあってやっているのに、来ないことには伝えられないよねというのがあります。

(事務局) ありがとうございます。子育て支援全般に言えることだと思うのですが、地域の交流が希薄になっている中、様々な活動をしていただいて、本当に助かっている御家庭もいっぱいあるかと思います。もしかすると、保育園に入れていてもいなくても、潜在的には、家庭での子育てに不安や困っている方がいるかもしれないというところがあるので、まずはそういったところの潜在化している、孤立化している家庭とをそういったところにつなげるというアウトリーチ的なことも必要かなと思うのですが。

あとは、難しい問題ですが、家庭での保育と、保育所や幼稚園での子育ていうところで、それぞれの家庭が望む育て方というのは尊重してあげて、その中で、そういった選択肢というのが増えていけばいいのかなと思います。我々も子育て支援の団体の皆さんと連携しながら、周知とか、そういったところも必要かなと思っています。

(委員) 時間も押しているのですが、もう一ついいですか。

(委員長) どうぞ。

(委員) 周知の仕方を、前はちゃんと周知してくれた保健師さんとかがいたので、皆さん知ってくれて、来ていたと思うのです。そういうことも大変だけれども、さっき池ノ上の放課後子ども教室、あれを知らないっておっしゃったので、そこが一番びっくりしました。皆さん一生懸命やっているのに、知らない人がいたんだって。どういうふうに学校とか、それから市のほうでは、そういうやっていますよという周知をどうやっているかなというふうに不思議に思いました。

(委員長) 周知方法ですね。今現在やっているところと、もしやっていなくて、人が集まるような場所、そういう子育て世代の方が集まるような場所に掲示するなり、声がけしていくなりというのは必要かなと思うのですけれども、いかがですか。

(事務局) 周知の方法についても、やはり地域の皆さんですとか、いろいろなこういった審議会の皆さんにも御意見は頂いていて、今の子育て世帯の方が目にする、見聞きするところで、きちんと情報が伝わっていないんじゃないかというところで、もちろん皆さんが見るインターネットですとか、SNS関係は充実させていこうというところで、去年から、市の子どもの居場所ですとか、あと、いろいろなスポーツクラブですとか遊び場所とか、そういったところを一体的に、子ども目線でも分かりやすい情報をSNSでつくっていこうということで、しろいまっちという情報ツール、サービスがあるのですけれども、こちらのほうにできる限り集約して掲載しているところです。

ですので、先ほど話題になった放課後子ども教室ですとか、そういったところも全て網羅してやっていくという取組をされていて、まだまだ情報の量が少ない感じなのですけれども、これからいろいろ、しろいまっちさんの方とも連携して、写真ですとか、いろいろな活動状況とかも入れながら、皆さんの目に触れられるような、興味持っていただけるような内容にはしていきたいというふうに思っています。

(委員) ありがとうございます。

(委員長) よろしいですか。

(委員) はい。

(委員長) ありがとうございます。ほかにいらっしゃいますか。●●委員、お願いします。

(委員) ありがとうございます。アンケートの211ページ、216ページにもあるのですけれども、216ページは医療費無料ということが書かれているのと、218ページ真ん中辺りに、小中学校の給食費無料というところが書いてあって。私も同じ小学校の保護者の方とお話しするときに、この話が出てくることであって、今すごい不満かというところではないのですけれども、ニュースで東京都内はみんな無料になっているとか、あと、都内だったら財源があるから仕方ないかって諦めもつくけれども、市川市とか浦安市とかは無料になっているとかというのを聞くと、もやもやするし、白井市ももうちょっと頑張っ

てほしいみたいなことを言っていた保護者がいたので、この場で共有させていただきま
す。よろしくをお願いします。

(委員長) ありがとうございます。事務局の方、いかがでしょうか。

(事務局) 御意見ありがとうございます。

子ども医療については、18歳までに拡大して助成を行っているところです。給食費につ
きましては、もちろん今、御意見にありましたとおり、財源の充実しているところは、施
策としてどんどんやっていくという現状はあるかと思いますが、白井市でも、このアンケ
ート調査の中で、やはり保護者の目線として、子育てサービスで一番充実してほしいのは
何かという問いに対しては、医療にすぐかけられる体制ですとか、あと、経済的負担を減ら
してほしい、教育とか保育にかかる経済的負担という意味ですけれども、そういったもの
が上位にきているというところを考えまして、今回の骨子案の6章にも、子育て当事者へ
の支援というのがあり、こちらでも、そういったアンケート調査等の御意見等も踏まえて、
経済的負担の軽減という項目を設定しています。

これは、子ども医療費助成などが入ってきますが、給食の無償化については、今この場
では答えることは難しいのです。経済的負担の軽減をどこまでやっていくかというところ
で、対象者として、子育て世帯全体に対しての負担軽減もありますでしょうし、ほかには、
経済的に困難な家庭への経済的な支援というのもございますので、その両面、どうい
うふうに考えていくかというところで、今後、また案のほうができたときに御説明ができ
ればと思います。以上です。

(委員長) ありがとうございます。●●委員、よろしいですか。

(委員) ありがとうございます。

あと一つ、聞き漏れたところがあるのですが、こちらのA2の大きい資料の6章の真ん
中の産後ケアと書いてあるところが、備考のところの産後ケア、下から3行目の。自分が
出産したときに、たまたま白井市にいなかったので存じ上げないだけなのかもしれない
ですけれども、産後ケアという事業も今、既にやっていらっしゃるのですか。

(委員長) その件についても、事務局の方、お願いします。

(事務局) お答えします。産後ケアについては、産後8週目までが産褥期と言われると
ころで、子どもを産んだばかりで、例えば夫も会社勤めをしていて、周りに近所にも頼れ
る親族がいなくてとか、そういった場合に、産後ケアということで、ママヘルパー事業
という、家事支援等があります。これは8週間というところが基本ですが、場合によっ
ては1年間、最大で支援があるというものがございます。

(委員) ありがとうございます。ちょっと自分が考えていたのと違って、こちらは存じ
上げております。すいません。

世田谷区なのですけれども、母親の体自体を休めるためにホテルのようなところがあ
って、うちの親戚が使ったことがあって、とても助かったというか、体を休めて育児に向

かうことができたと言っているのですけれども、そういったことも考えの中にはありませんでしょうか。

(委員長) お願いします。

(事務局) すいません、視点のほうが違う。

(委員) いえ、ありがとうございます。

(事務局) こちらの産後ケアについても、ここも今すぐに即答はできないのですけれども、そこら辺の充実が今後可能なのかどうかというの、関係各課と協議をしている段階ですので、また素案のときに御説明のほうをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(委員長) ありがとうございました。

今、無償化の話とかいろいろあったのですけれども、やはり財源というものが絡んできている、都内は財政力も豊かですし、市川も地方交付税の不交付団体でして、白井は交付団体ですので、その辺も違うかなと。市川も、江戸川は医療費無料とありましたけれども、市川市も無料にしたのは近年なので。サービスがたくさんあったりしたほうがもちろんいいのですけれども、そのことによって、子どもたちに負担を強いてくることになるかもしれないので、その辺は、痛しかゆしのところがあるのかなというのは、考え得ることかなと思っております。

私、先ほど御挨拶のときにお話しさせていただいた公立保育園の在り方検討会も、9月に恐らく草案を出せるような形になってくるのですけれども、その中でも、例えば公立保育園の財源をほかの子どもの施策に使えるようにしてほしいとか、そういうことは提言の中に入れ込もうということは、委員の中でも話はしておりますので、それがどこにつながるかはあれですけれども、無駄にならないような形で、子どもの内容のことは子どもに使っていただくというようなことで、提言には盛り込みたいというふうに委員のほうでは考えております。

ありがとうございます。ほかにございますか。よろしいですか。お願いします。

(委員) ●●です。聞き漏らしているかもしれないのですけれども、体感として、高校生になってから不登校になる子が非常に増えている気がしています。学校さんでももちろん、中学校から高校に上がる時の進路指導って十分されていると思うのですけれども、学校に行けていないお子さんとかの進路指導が不十分だとして、そのサポートはどうしているのかなということで。それが若者期になったときの就労とか、ひきこもり、ニートにも関わってくるところで、その辺のサポートをどうしていくのかというのが、私の目でどこに書かれているか分からなかったの、教えていただければと思います。

(委員長) では事務局の方、お願いします。

(事務局) ありがとうございます。第4章のライフステージ別の支援の展開でいきますと、2節の学童期・思春期での支援というところになります。「こどもが安心して過ごし、

学べる学校生活の充実」というところで、いじめ防止ですとか子どもの悩み、不登校とかの支援というところがございます。こちらの施策の中に入ってくるのかなというふうには考えております。

(委員) ありがとうございます。そこかなとは思ったのですけれども、進路指導というのをもうちょっと明記してほしいなということで。義務教育を終えると、おうちの方も、ぽんと、急に行政からのサポート一気になくなって、不安に感じている保護者の方もいらっしやって、どこに相談していいのか。もちろん市でたくさんの相談室を設けてはいらっしやいますけれども、進路というところが、将来、社会に向けてどうしていくかということをサポートする必要性を感じています。

(事務局) ありがとうございます。そちらの意見等も含めて、また教育関係の関係課とも相談していきたいというふうに考えます。

(委員長) ありがとうございます。

今、義務教育外れてとか、高校でお話があったので、ここに中学校と高等学校の先生がいらっしやるので、今、現場のことが、もしよかったら、ちょっとでも教えていただけたらと思うのですけれども、いかがですか。よろしいですか、お願いして、先生方。

●●委員、お願いいたします。

(委員) 今、白井高校なのですけれども、特に全員が全員、心のストレスがなくて、健康で学校に来ているというわけではないと思うのですけれども、そんな悩みを抱えて、学校に来れなくなっちゃってなんていう、この数自体は、そんなには多くはないというところが現状です。きちんと来られている子のほうが多いというところで、でも、学校に合わなくて進路変更する子も当然、中にはいるのですけれども、現状としては、学校に行きづらいとか、来れないとかという子の数は、そんなに多くはないというところが現状です。

(委員長) もし来れなくなった子がいた場合というのは、どんなふうな支援といたしますか、学校でできることと、できないことというのもあるかと思うのですけれども、もしあれば教えていただければ、お願いします。

(委員) 来られなくなってしまった生徒も中には当然いますので、そういう子たちについて、スクールカウンセラーですとか、スクールソーシャルワーカー等をうまく活用して、いろいろなところに目を向けさせているというところは、現状としてあります。

ただ、来れないから、おまえ、来るなどかって、そういうようなことは一切ないので、普通科の高校なので、単位が切れてしまうと進級できないという、その縛りがどうしても出てきてしまうので、それを何とか、すれすれのラインをクリアさせながらも、ドロップアウトしてしまった子については、いろいろなケアはするのですけれども、当然、残って留年してまでという子は、あんまりいない状況です。そのケアは、こちらのほうで、まだ不足しているかなというところはあります。

(委員長) ありがとうございます。学校に足が向かないとなると、その学校にいる場の人がそのケアするって、なかなか難しいことだと思うので、スクールカウンセラーの方とか、第3の場所につないでいただくということになるのかなというふうに思いました。ありがとうございました。あとは、●●委員、お願いしてもいいですか。

(委員) 中学校のほうの体制で、進路指導については、それぞれ不登校になっている子、長欠になっている子、それから教育支援センターのほうに通っている子、それぞれに家庭訪問なり、学校での面談なりで対応はしてはおります。

●●委員さん、鋭いところを突いて言ってきたなと思いました。というのは、白井市の確かに小中学校までは手厚いのです、すごく。要は教育相談室があったりだとか、それからヤングハートしろいというところで市の教育支援センターがあったりだとか、あるいは各学校に、中学校のそういった不登校の教室、教育支援センターを設置をほぼしております。

出るときに、高校には行きませんか、あるいは専門学校というか、そういったようなほかの進路先も行けませんという子たちは、どこに相談したらいいのですかというところは、難しいところだと思うのですよね。

それは基本的には、白井市さんで言えば、ニート・ひきこもり相談ということで、生涯学習課がやっているところが、先ほど言っていた月に一遍というところでの専門の先生が対応してくれるというところなのですが、それは、もっと細かく言うと、目的的には就労、要するに、うちにいて学校に行けないのだったら、学校、進学する気持ちじゃないのであれば、どういうふうに働きましょうかと、どんな働き口があるでしょうかとか、そういったような方向性になっているところがあるかなとは思いますが。

だとすると、それも難しいという子たちは、どうしたらいいのというところが問題としてはあるかなというふうには思います。だから、そのところも含めて、最終的に、ニート・ひきこもりが全国的にもすごい数があるだろうというふうに算出されていますけれども、その子たち、その人たちのいろいろな相談とか支援とかをすることも考えていかなければならないんじゃないかなという。

白井市さんは白井市さんで、やれることをやってくださっているとは思うのですよね。ただ、それでも漏れちゃうというか、そこにも難しいという子たちもいるではないかという問題提起だとは思いますが、その点も含めて、市としても考えていけるといいのかなというふうには思います。以上です。

(委員長) ●●委員、ありがとうございました。

今、最後のほうでおっしゃってくださった就職じゃない子はどうしたらいいのかというところが、立ち止まる時間がないというか、そこも問題なのかなと、今いろいろ教えていただきましてありがとうございました。よろしいですか、●●委員。

(委員) 御丁寧な御回答していただきありがとうございます。白井高校さんは本当に

健全で、すてきな学校だなというのは、住民として耳にしております。ありがとうございます。

●●先生がおっしゃってくれたとおりなのですけれども、隙間にいる子たちというか、白井市さんの本来の教育支援センター、素晴らしいと思うのです。特に、名前出していいのか、桜台小を全国でも模範にしたいぐらい、多分、すごく素晴らしいと思うのです。全県で本来、教育支援センターの在り方が問題になってはいるのですね。どこの親の会に行っても、そこへの苦情ががんがん来るので、白井は本当にそこは素晴らしいと思っているので、それをもう少し広げていくとか、打ち出していくとかで、行けなくなってしまった、または、卒業したけれども止まっているという子たちの支援ができたらいいなと私は感じています。

(委員長) どうもありがとうございました。委員の方々、貴重な御意見ありがとうございました。ありがとうございます。

それでは、どうですか、御意見、何かございますか。大丈夫ですか。

皆様からいろいろな御意見頂きまして、ありがとうございました。今日、初めてということで、いろいろな皆さんの意見を頂戴できて、ありがとうございました。

では次に、議題3のその他のほうに移りたいと思います。お願いいたします。

(事務局) 次に、議題3、その他について。

次回の会議ですが、11月から12月の開催を予定しております。日程調整を委員の皆様にごさせていただきまして、決まり次第、また御案内のほうをさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

事務局からは以上となります。ほかに意見とか御質問等なければ。

それでは、以上をもちまして、令和6年度第1回子ども・若者育成支援協議会の会議を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。

(委員長) 皆様、貴重なご意見頂きまして、ありがとうございました。